

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、ゆうあい未来薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

2. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	員 数	職務の内容
薬剤師	3 名	居宅療養管理指導等の実施
事務員	2 名	居宅療養管理指導等に係る請求業務などの実施

3. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

①営業日 月・火・水・金・土曜日

定休日 木曜日・土曜日午後・日曜日

②営業時間 月・火・木・金 9：00～18：00、土曜日の9：00～13：00

4. 居宅療養指導の種類及び利用料・その他の費用の額

【居宅療養管理指導等の内容】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談して下さい。

【利用料】

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人の訪問の場合	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2人～9人の訪問の場合	379円/回	758円/回	1,137円/回

単一建物居住者が 10 人の訪問の場合	3 4 2 円／回	6 8 4 円／回	1, 0 2 6 円／回
---------------------	-----------	-----------	--------------

- ・算定する日の間隔は 6 日以上、かつ、月 4 回を限度。ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている患者、注射による麻薬投与を受けている患者への訪問は、1 週に 2 回、かつ、月に 8 回を限度。

注) 同居の方（ご夫婦等）が利用する場合、利用者ごとに「単一建物居住者が 1 人の場合」を算定します。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1 回につき 1 割負担の方は 100 円、2 割負担の方は 200 円、3 割負担の方は 300 円が①に加えられます。

注 1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注 2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注 3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

注 4) 生活保護費受給者の方は、無料です。

5. 通常の事業の実施地域

千葉県松戸市

※詳しくはホームページをご参照下さい。

6. その他

【苦情申立窓口】

当薬局のサービス提供に当たり、苦情・相談があれば、下記までご連絡ください。

一般社団法人子供プラス未来 連絡先電話番号：080-8715-8087